

神戸市で障害児通所支援の支給決定を受けている
保護者様

神福障支第102号
令和3年4月7日

神戸市福祉局
障害者支援課長

上限管理事務（同一世帯で複数の児童が障害児通所支援を利用している場合）の
取り扱い変更について（通知）

同一世帯に障害児通所支援を利用される児童が複数おられ、同一の保護者が支給決定を受けている場合、児童にかかる利用者負担上限月額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者の負担上限月額を超えないように上限額管理を行う必要があります。

つきましては、令和3年5月サービス提供分より、上限管理事業所が上限管理事務を実施することにより、利用者負担上限月額を超過しないよう調整することとします。

なお、令和3年4月以前のサービス利用分の利用者負担上限額の過払い分については、対象世帯を調査中です。対象となる方については、後日個別に対象者の方にお知らせいたします。

詳細につきましては、裏面のとおりとしています。

何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

なお、本通知は、令和3年3月時点で障害児通所支援サービスの支給決定があり、利用者負担上限月額が0円でない世帯に発出していることを申し添えます。

別紙【利用者負担上限額管理届出書】の提出が**必要**な場合

兄弟姉妹でサービス利用があり、利用者負担上限月額が0円でない場合に別紙の「利用者負担上限額管理届出書」（複数児童用）の提出が必要です。（詳細は裏面をご確認ください）

別紙【利用者負担上限額管理届出書】の提出が**不必要**な場合

- ・支給決定は兄弟姉妹で受けたが、現在サービス利用のない場合、又は1人しかサービス利用のない場合
- ・兄弟姉妹のサービス利用はあるが、兄弟姉妹とも無償化対象の児童の場合、又は1人だけ無償化対象外の児童がいる場合

※ただし、上記の方でも、サービス利用の開始・無償化対象でなくなった場合など、状態が変わる場合は、提出していただく必要があります。

※令和3年5月に変更する利用者負担上限額管理依頼届出書について郵送で提出される場合は、障害者支援課に直接郵送ください。令和3年6月以降に関しては、これまで通り、各区役所健康福祉課にご提出ください。

（お問い合わせ先）福祉局障害者支援課
障害児支援事業担当係
藤原・山西・阿部
TEL:078-322-6780 FAX:078-322-6065

**【ごあんない】世帯で複数の児童が障害児通所支援を利用する場合の
利用者負担額上限管理取り扱いの変更について****【上限管理事務とは】**

上限管理事務とは、1人の利用者が同一月において複数事業所を利用した場合に、利用者負担額が上限月額を超えないように利用者負担額を調整するものです。同一世帯に障害児通所支援を利用する児童が複数いる場合も、利用者負担額が世帯の上限月額を超えないように利用者負担額を調整します。

例えば、同一世帯で利用者負担上限月額が4600円の児童が兄弟で障害児通所支援を利用している場合、世帯でひと月4600円までの利用者負担額となります。

○利用者負担上限額管理の取り扱い変更内容**変更前**

児童一人ひとりに対して上限額管理を実施。

変更後

令和3年5月サービス利用分から世帯の上限月額を超えないように上限額管理を実施。

1. 同一世帯の複数児童の上限額管理を一つの事業所にて行います。

※利用者負担上限月額が0円の場合、上限額管理は不要です。

●ご利用中の事業所へご相談いただき、上限額管理事業所を一つお決めください。

●複数のお子様にも、それぞれ上限額管理事業所がある場合は一つにお決めください。

2. 管轄の区役所健康福祉課に利用者負担上限額管理事務依頼等届出書を提出してください。(すでにご提出いただいている方でも、変更があれば提出してください。)

※この件で令和3年5月末までに上記届出書を郵送で提出される場合、障害者支援課に直接郵送してください。

3. ご利用中の他事業所へも上限額管理事業所をお知らせください。

なお、ご利用の事業所より上限額管理事業所のことで、区役所健康福祉課等に問い合わせがあった場合は、情報提供させていただきますのであらかじめご了承ください。

※令和3年4月以前のサービス提供分の利用者負担上限額の超過払いについては、現在対象となる方を調査中です。対象となる方については、後日個別にお知らせいたします。

○注意点及びその他利用者負担軽減のご案内

①世帯に一人の利用者が障害福祉サービスと障害児通所支援を利用している場合は、これまでどおり、それぞれの受給者番号ごとに利用者負担額を精算します。

②同一世帯に障害福祉サービスを利用しているものがある場合は、これまでどおり、一人ひとりに対して利用者負担額を精算します。

③①や②の場合や補装具等のサービスを利用されている場合には、これまでどおり、

世帯での負担額をそれぞれ精算後、負担上限月額を超過する場合に、高額障害福祉サービス等に